

「京都駅東部エリア七条通界隈を巡るスタンプラリー」に係る業務の委託 提案募集要項

1 募集の趣旨

次の2及び3に示す委託業務の受託候補者を選定するため、当該業務に係る提案を公募型プロポーザル方式で募集するものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「京都駅東部エリア七条通界隈を巡るスタンプラリー」に係る業務

(2) 履行期間

契約の日から令和3年3月31日まで

3 委託業務の目的及び内容

別添「仕様書（提案用）」のとおり。

4 受託候補者に求める資格（応募資格要件）

受託候補者は、次の要件すべてを満たしているものとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (2) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 参加希望申出書, 提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

ア 委託業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を提出してください。

(ア) 参加希望申出書〈5部（原本1部及び複写4部）〉**第1号様式**

(イ) 企画提案者の概要が分かる書類（会社案内等）〈5部〉

(ウ) 本業務の担当者等を記載した業務実施体制表及び担当者の経歴〈5部〉

【任意様式】

本業務の実施体制は、業務完了まで特別な事情がない限り、変更することはできません。

(エ) 業務実績調書〈5部〉**第2号様式**

本業務に類似し、又は関連する業務等の実績について記載してください。（複数の業務実績を有する場合は、最大5件まで。）

(オ) 提案書〈5部（原本1部及び複写4部）〉**第3号様式**

仕様書の内容に沿って簡潔にまとめてください。

(カ) 見積書〈5部（原本1部及び複写4部）〉**第4号様式**

本業務の受託見積金額を記入してください。また、第4号様式とは別に具体的な内訳が明記された見積書（任意様式）も提出してください。

(キ) 最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書

（非営利団体等にあつては、これらに相当する書類）〈1部〉

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、アの書類に加えて、次の書類を提出してください。

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）〈1部〉

※ 任意団体、個人の場合は不要

(イ) 印鑑証明書〈1部〉

(ウ) 納税証明書（国税及び京都市税）〈1部〉

(エ) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）〈1部〉第5号様式

(オ) 使用印鑑届〈1部〉第6号様式

(カ) 誓約書〈1部〉第7号様式

※ (ア), (イ), (ウ)については、申請日前3箇月以内に発行のもの。

(2) 提案に際しての参考資料

京都駅東部エリア活性化将来構想

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000250877.html>

※ 提案に際し、本要項及び5(2)の資料のほかに京都市から提案者へ提供する資料はありません。

(3) 提出期限

令和2年9月1日（火）

なお、提出時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の定める休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(4) 提出場所及び提出方法

京都市総合企画局プロジェクト推進室まで持参し、又は郵送してください。

6 質疑について

本業務の募集内容について質疑がある場合は、書面（様式自由）で、令和2年8月21日（金）午後5時までに電子メール又はFAXにより提出してください。FAX送信の後は、必ず電話で到着確認をお願いします。

メールアドレス：京都市総合企画局プロジェクト推進室

プロジェクト推進第2担当（岩田，小林）

project@city.kyoto.lg.jp

7 受託候補者の選定方法、結果の通知及び公表等について

(1) 選定方法

最も高い評価を得た提案を行った者を受託候補者として選定します。

※ 必要があればプレゼンテーションを実施します。

(2) 評価基準

審査は、次頁の評価基準に基づき総合的に評価し、順位を決定します。審査の結果、最も高い評価点を獲得した提案者を受託候補者として選定します。ただし、同点の場合は、市内中小企業に該当するものを上位とします。

なお、提案者が1者のみの場合であっても、各評価項目の合計点が60点を下回るときは、受託候補者として選定しません。

(評価基準について)

評価項目	評価項目の配点	項目内の配点	評価のポイント
提案内容	50点	15点	業務内容を十分に理解したうえでの的確な企画提案であるか。
		20点	提案書の内容が、独創的で有益な企画提案であるか。
		15点	提案書の内容が、実現性の高いものであるか。
資料作成能力	10点		的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。
実施体制	15点		仕様書（提案用）に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制か。
業務実績	10点		これまでに本業務の実施に類似あるいは関連する業務を実施した実績があるか。
見積金額	10点		10点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）。 ※小数点以下は四捨五入する。
市内の中小企業	5点		本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。 ※該当する場合は5点

(3) 審査員

総合企画局プロジェクト推進室長

総合企画局総合政策室政策総務課長

総合企画局プロジェクト推進第二課長

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和2年9月中旬頃、書面により提案者へ通知します。

その後、提案者及びその評価点、並びに受託候補者を選定した理由について、公表します。

(5) 選定されなかった理由の説明

選定されなかった場合は、その理由について、(4)の通知を受領した日から起算して休日を除く7日以内に、書面を提出することにより説明を求めることができます。

回答は、説明を求めることができる日の最終日から起算して休日を除く7日以内に、書面により行います。

8 委託料上限額

1, 500, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、履行期間中に本業務内容の変更・中止等があった場合は、契約変更を行い、委託料を減額するときがある。

9 支払条件

受託者の請求により委託料を支払います。

10 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出期限以降において、提案書及び応募資格要件を確認する書類の差し替えや再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合を除き、認めません。
- (4) 提案書及び応募資格要件を確認する書類に記載した配置技術者は変更することができません。
- (5) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となる場合があります。
- (6) 提案書に記載された見積金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となります。
- (7) 提案書又は応募資格要件を確認する書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対し、その名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止する場合があります。また、虚偽の記載が契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。
- (8) 本業務の受託によって、本件に関連する業務委託等を優先的に受託できることはありません。また、関連する業務委託の受託資格に影響を及ぼすこともありません。

京都市総合企画局プロジェクト推進室 プロジェクト推進第二担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3176 FAX：075-213-0443